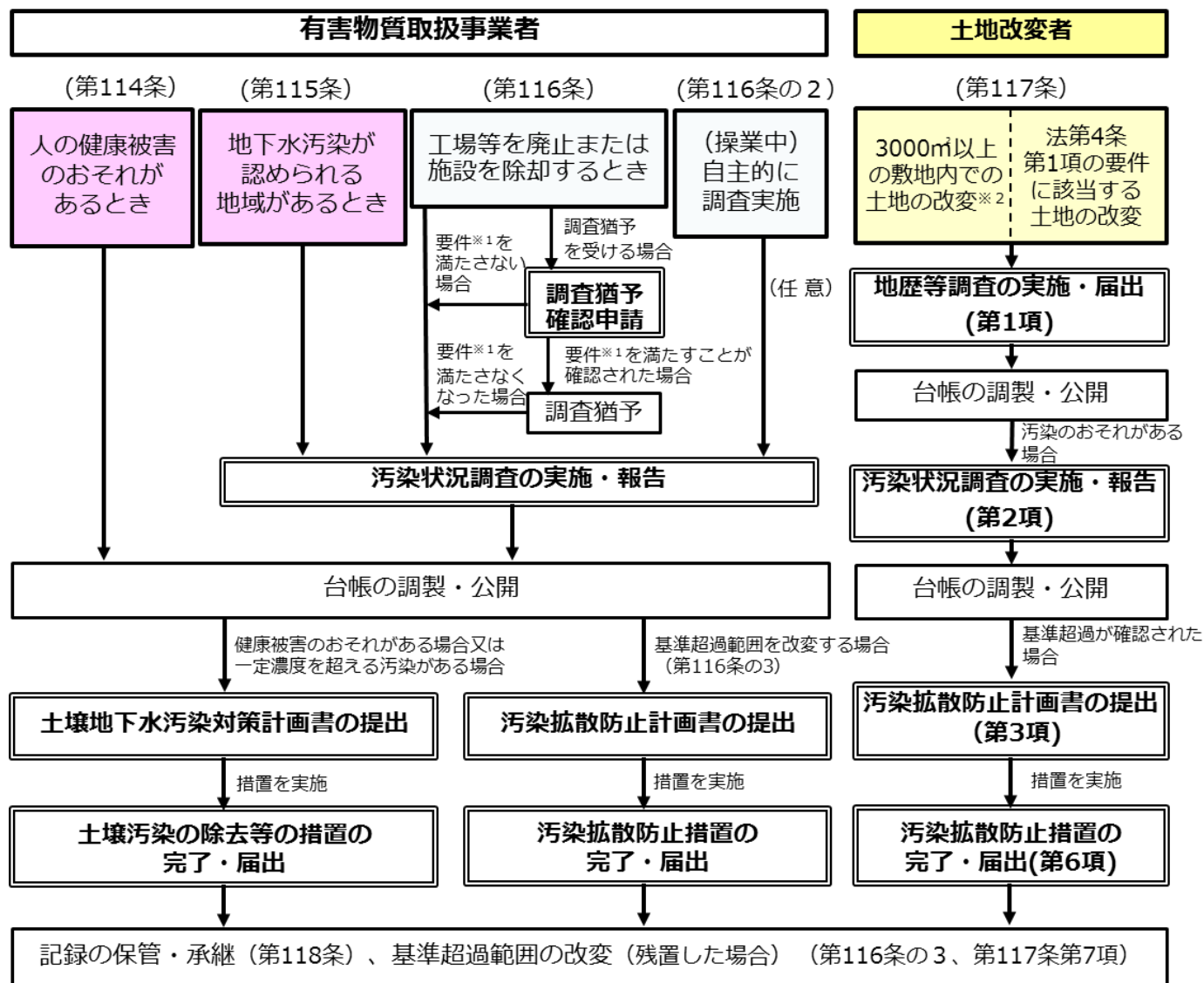


② 法・条例手続編

- P37 ・ 環境確保条例の手続の進め方
- P38 ・ 土壌汚染対策法の手続の進め方
- P39 ・ 指定調査機関
- P39 ・ 調査の猶予について

環境確保条例の手続の進め方

：区市又は東京都へ提出する届出書等



「第117条第1項適用除外行為」 (※2の調査契機の場合のみ)

- (規則第57条第2項第1号ただし書)
- 通常の管理行為又は軽易な行為
 - (1) 敷地内の水道管、下水道管等の新設、改修、増設
 - (2) 用水又は排水施設の設置
 - (3) 木竹の植栽、植替え等に伴う掘削
 - (4) 既存道路の補修(新設又は拡幅を伴うものを除く)
 - (5) その他土壤汚染の拡散のおそれがなく(1)～(4)に類する行為
 - 改変面積300㎡未満の行為
(汚染があることが確実な土地は除く)
 - 非常災害のために必要な応急措置

「対策の要件」

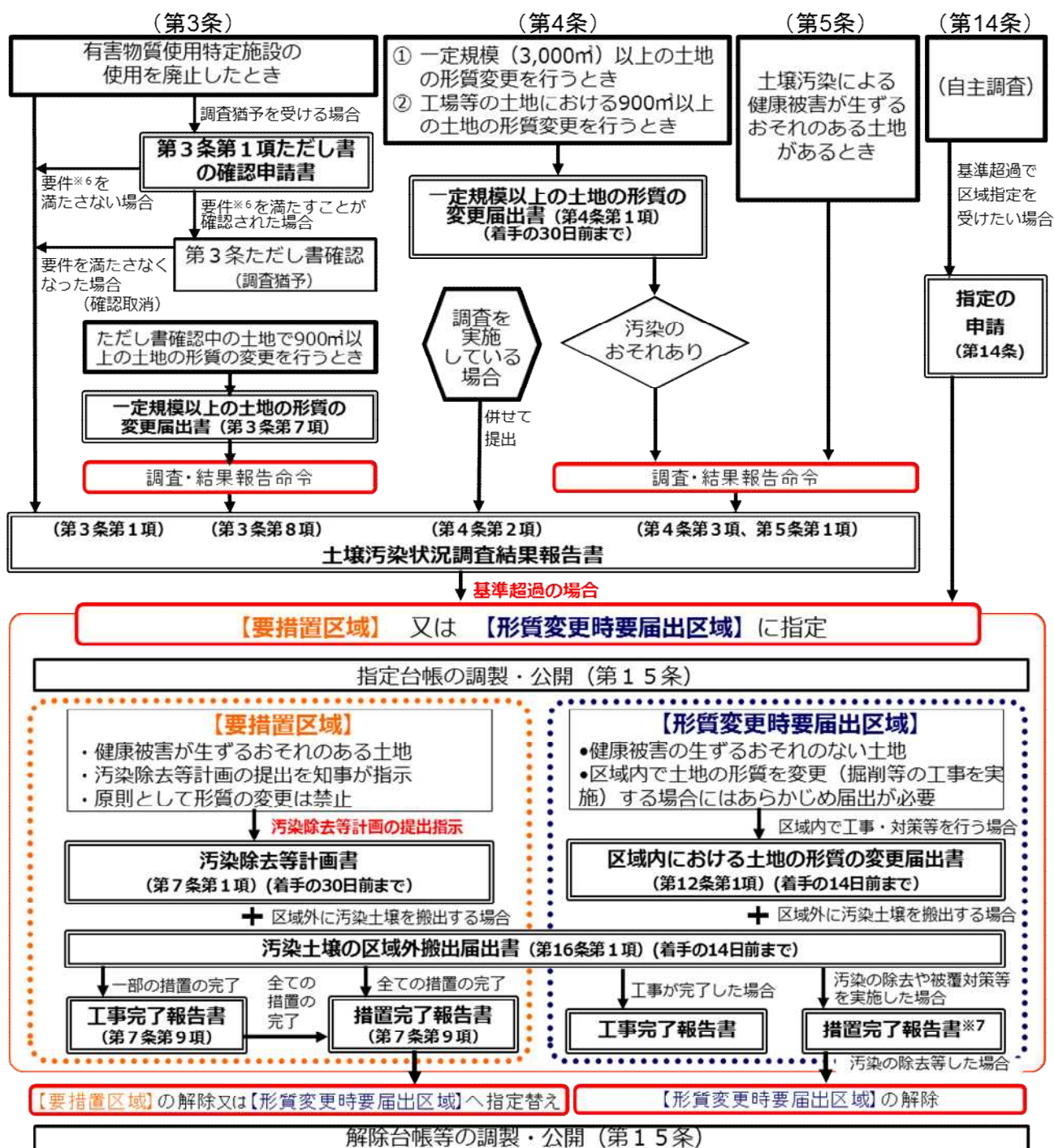
- ① 健康被害のおそれがあり※3、指針に基づく措置が講じられていない場合 (規則第54条第3項)
 - ※3 溶出量基準超過の汚染土壌があり周辺に飲用井戸等が存在する場合、又は、含有量基準超過の汚染土壌があり人が立ち入れる状態にある場合
- ② 一定濃度を超過する汚染※4があり、指針に基づく措置が講じられていない場合 (規則第55条の2) ※5
 - ※4 第二溶出量基準を超過する土壌又は第二地下水基準を超過する地下水
 - ※5 埋立地の一部を除く



*措置：このガイドラインの他のページでは“対策”と表現しています。

土壌汚染対策法の手続の進め方

 : 区市又は東京都へ提出する届出書等



≪ 第3条第7項、第4条第1項適用除外行為 ≫

①土壌を区域外へ搬出すること②土壌の飛散又は流出を伴う形質変更でないこと③形質変更の深さが50cm以上であること、
 のいずれにも該当しない行為 等

≪ 第12条第1項適用除外行為 ≫ (規則第50条)

掘削面積10㎡以上：掘削の深さ50cm未満、掘削面積10㎡未満：掘削の深さ3m未満（措置のための構造物に変更を加える
 行為、汚染土壌の区域間移動、飛び地間移動を伴う場合は対象）

指定されている区域の一覧及び概要は、東京都環境局の土壌汚染対策のホームページでご覧いただけます。



指定調査機関

指定調査機関は、法第3条第1項及び第8項並びに法第4条第2項及び第3項の規定等に基づいて調査を実施する義務が生じた土地の所有者等からの委託等により、土壤汚染状況調査を実施する機関であり、土壤汚染対策法に基づく指定を受けたものです。

土壤汚染状況の調査を行うに当たり、調査結果の信頼性を確保するため、一定の技術的能力を持ち、調査を適確に実施することができる者が調査を行うようにすることが必要です。

このため、法では指定調査機関のみが土壤汚染状況調査を行うこととしています。

また、条例の汚染状況調査も指定調査機関に実施させることが規定されています。条例第117条第1項の「地歴等調査」については、指定調査機関が実施することが望ましいとしています。

指定調査機関の一覧：<http://www.env.go.jp/water/dojo/kan/index.html>

調査の猶予について

条例第116条の調査では、次の①及び②の要件のとおり、今後も引き続き工場等として使用し続ける場合、かつ調査の実施が困難な状況である場合については、申請により、要件が満たされていれば調査の実施が猶予されます。

① 人の健康に係る被害が生じるおそれがない土地利用の場合

- ・引き続き工場等廃止者が事業に使用する土地
- ・小規模な事業場で住居と同一又は近接しており、工場等廃止者が居住する土地
- ・事業又は居住に使用されており、舗装等により人が直接触れる状況ではない土地

② 土壌・地下水の採取に当たり、建物の損壊が必要で事業又は居住に著しい支障が生じる場合

また、法第3条の調査では、有害物質使用特定施設の使用が廃止された場合であっても、その土地について予定されている利用方法が、次の①～③の要件のいずれかに該当し、土壤汚染により人の健康への影響が生ずるおそれがないと知事が確認した場合については、申請により、要件が満たされていれば調査の実施が猶予されます。

① 引き続き工場・事業場の敷地として利用される場合

② 職住同居型の小規模な工場・事業場の敷地において、引き続き当該設置者の居住用として利用される場合

③ 操業中や鉱業権の消滅後、5年以内の鉱山の敷地（鉱山保安法に基づく措置が的確に行われている場合）

なお、法・条例とも、調査の実施を猶予された者は、土地の利用方法を変更しようとする場合、あらかじめ、知事にその旨を届け出た後、調査を実施する必要があります。

また、調査猶予を受けている土地の権利を承継した場合、承継した者はその旨を届け出る必要があります。

